

日産自動車株式会社に対する勧告について

令和 6 年 3 月 7 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、日産自動車株式会社（以下「日産自動車」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第 7 条第 2 項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	9020001031109
名称	日産自動車株式会社
本店所在地	横浜市神奈川区宝町 2 番地
代表者	代表執行役 内田 誠
事業の概要	自動車等の製造販売
資本金	6058億1373万4035円

2 違反事実の概要

- (1) 日産自動車は、資本金の額が 3 億円以下の法人たる事業者（以下「下請事業者」という。）に対し、自社が販売する自動車の部品等の製造を委託している。
- (2) 日産自動車は、令和 3 年 1 月から令和 5 年 4 月までの間、自社の原価低減を目的に、下請代金の額から「割戻金」を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額 30 億 2367 万 6843 円である（下請事業者 36 名）。
- (3) 日産自動車は、令和 6 年 1 月 31 日、下請事業者に対し、前記(2)の行為により減額した金額を支払っている。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部
下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）（1から3関係）
企業取引課 電話 03-3581-3373（直通）（4関係）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

3 勧告の概要

- (1) 日産自動車は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
 - ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること
 - イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じないこと
- (2) 日産自動車は、今後、下請法に違反することがないように、次の行為を行うなど経営責任者を中心とする社内遵法管理体制の整備のために必要な措置を講ずること。
 - ア 法務担当者による下請法の遵守状況についての定期的な監査
 - イ 役員及び発注担当者に対する下請法遵守のための定期的な研修
- (3) 日産自動車は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
 - ア 減額した金額を下請事業者に支払ったこと
 - イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
- (4) 日産自動車は、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
 - ア 減額した金額を下請事業者に支払ったこと
 - イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置
- (5) 日産自動車は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

4 業界団体に対する周知・啓発活動

自動車製造業においては、近年、本件と類似の違反行為が生じ、公正取引委員会が下請法に基づく勧告を行っている。また、下請法に違反するおそれのある行為についても継続して生じており、指導等の対象ともなっている。公正取引委員会としては、このような状況を踏まえ、引き続き、自動車製造業における下請法違反行為に対し、厳正に対処していくとともに、改めて業界団体への周知等を通じた啓発活動を行っていくこととしている。

日産自動車株式会社に対する勧告（概要）



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

日産自動車（株）（親事業者）
（自動車等の製造販売）

自動車を販売

販売会社等



下請取引

自動車等の
製造委託

自動車等の部品等
の納品



アルミホイール
など

下請事業者（36名）
（自動車の部品等の製造）

違反行為の概要

日産自動車は、下請事業者（36名）に支払う下請代金から「割戻金」として**総額30億2367万6843円**を減額した（注）。

※日産自動車は、下請事業者に対して減額した金額を支払済み。

勧告内容

- 取締役会の決議により確認すること
 - ・ 下請代金から「割戻金」の額を減じていた行為が下請法の規定に違反するものであること
 - ・ 今後、下請代金の減額を行わないこと
 - 経営責任者を中心とする下請法の社内遵法管理体制を整備すること
- など

下請代金の減額の禁止

（下請法第4条第1項第3号）

下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた下請金額の額を減じて支払うことを禁止

注:本件は「割戻金」を名目とする減額である。「割戻金」のほか、「原価低減協力」、「値引き」、「協賛」、「歩引き」等の名目、方法、金額の多寡を問わず、また、下請事業者との合意があっても、親事業者が、下請事業者の責めに帰すべき理由なく下請代金の額を減ずることは、下請法違反となる。

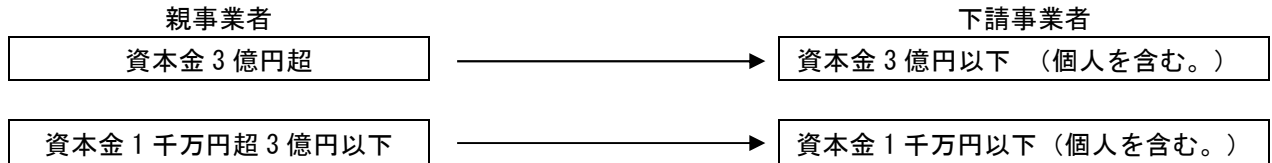
1 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

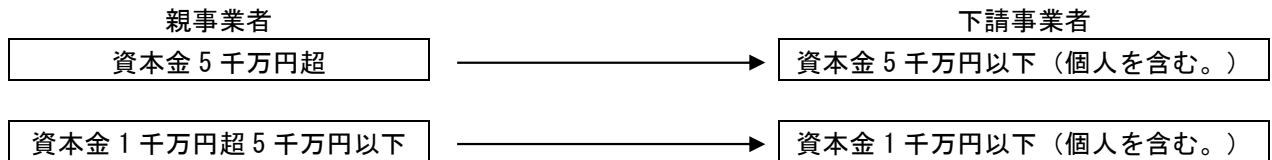
○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9 （略）

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一、二 （略）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四～七 （略）

2 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）